伊根町人権教育・啓発推進計画

（第３次）

2026年（令和8年）10月

伊　　根　　町

目　　次

第１章　はじめに　…… 1
　１　国際的な人権尊重の流れ　…… 1
　２　国内の動向　…… 2
　３　伊根町の人権教育・啓発に係わる取組状況　…… 3

第２章　計画の基本理念　…… 4
　１　計画策定の趣旨　…… 4
　２　計画の目標及び性格等　…… 4
　　（１）計画の目標　…… 4
　　（２）計画の性格　…… 4
　　（３）人権教育・啓発について　…… 5
　３　人権教育・啓発推進の視点　…… 5
　４　計画の推進　…… 6
　　（１）計画の目標年次　…… 6
　　（２）推進体制等　…… 6

第３章　人権問題の現状等　…… 7
　１　同和問題　…… 7
　２　女性　…… 9
　３　子ども　…… 10
　４　高齢者　…… 12
　５　障害のある人　…… 13
　６　外国人　…… 14
　７　患者等　…… 15
　　（１）エイズ（ＡＩＤＳ、後天性免疫不全症候群）　…… 15
　　（２）ハンセン病　…… 16
　　（３）難病　…… 16
　８　さまざまな人権問題　…… 17
　　（１）犯罪被害者等　…… 17
　　（２）インターネットによる人権侵害　…… 17
　　（３）個人情報の保護　…… 18
　　（４）性的マイノリティ　…… 18
　　（５）その他の人権問題…… 19

第４章　人権教育・啓発の推進　…… 20
　１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進　…… 20
　　（１）保育所（園）・幼稚園　……20

（2）学校 …… 21
（3）地域社会 …… 22
（4）家庭 …… 23
（5）企業・職場 …… 24
2　人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進 …… 25
（1）役場職員・一部事務組合職員等 …… 25
（2）教職員・社会教育関係者 …… 25
（3）保健福祉関係者 …… 26
（4）メディア関係者 …… 27

第５章　計画の推進 …… 28
1　指導者の養成 …… 28
2　人権教育・啓発資料等の整備 …… 28
3　効果的な手法による人権教育・啓発の実施 …… 28
4　京都府、近隣市町村、関係団体等との連携 …… 29

用語解説 …… 30

資　料
○　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 …… 46
○　世界人権宣言 …… 48
○　伊根町人権尊重のまちづくり条例 …… 53

第１章　はじめに

１　国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

1994年（平成6年）に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が設置され、2006年（平成18年）には、国連における「人権の主流化」（あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方）の流れのなかで、新たに国連人権理事会が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

特に、1994年（平成6年）の第49回総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、町民に対する実効ある人権教育を実施することを求めました。

「人権教育のための国連10年」の取組により、人権教育推進の方向性が示され、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

また、国連では2006年（平成18年）に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたほか、「人権.教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（2005年（平成17年）～2009年（平成21年））、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））、青少年のための人権教育に焦点をあてた第4フェーズ行動計画（2020年（令和2年）～2024年（令和6年））に基づく取組が推進され、2025年（令和7年）からは、子どもと若者に焦点を当てた第5フェーズ行動計画（2025年（令和7年）～2029年（令和11年））に基づく取組が進められています。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされている人々がいるという現状があります。

２　国内の動向

我が国においては、今日まで日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年（平成14年）3月まで33年間にわたる特別対策が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等の人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の規約人権委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等様々な人権問題が今なお存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年（平成7年）12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部が設置され、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年（平成8年）12月には、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月には「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年（平成13年）5月には「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

また、2002年（平成14年）3月には、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されたことにより、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」の制定など、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進められています。

そして、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機に、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動などのかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。

また、2016年（平成28年）にはいわゆる人権三法（「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」）が、2023年（令和5年）には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、個別の人権問題に対する施策が推進されています。

さらに、2025年（令和7年）6月には、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定され、人権教育・啓発の取組が推進されています。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

３　伊根町の人権教育・啓発に係わる取組状況

伊根町においては、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、今日まで人権教育・啓発を総合的に推進してきたところです。

2006年（平成18年）9月には、基本的指針として「伊根町人権教育・啓発推進計画」を策定し、関係部局と連携を図りながら、「人権問題研修会」の開催や、広報誌等による人権問題解決に向けての取組の周知などを積極的に取り組んできました。

また、2010年（平成22年）策定の「第5次伊根町総合計画」、2015年（平成27年）策定の「伊根町第2次障害者基本計画及び第4期障害者福祉計画」及び「第7次伊根町高齢者健康福祉計画（第6期介護保険事業計画（一体型））」、2020年（令和2年）策定の「第6次伊根町総合計画」などにおいて、人権課題への対応方針を定め、個別の取組を推進してきました。

そして、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、お互い支えあうなど、全ての町民の人権が尊重されるまちづくりを推進していくため、2026年（令和8年）3月に「伊根町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権教育・啓発活動の充実に取り組んでいます。

しかしながら、少子高齢化や高度情報化、国際化、グローバル化の進展、経済格差の拡大などにより、社会情勢や国際情勢が変化していく中で、インターネットを介しての違法・有害情報の流布など、人権に関する新たな課題も発生し、人権問題は年々多様化、複雑化しています。

第２章　計画の基本理念

１　計画策定の趣旨

府内町村では、これまで京都府等関係機関の指導・支援を受けながら、府内町村が一体となって、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた施策を積極的に推進してきました。

京都府においては、2005年（平成17年）1月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画」が、2016年（平成28年）1月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を、2021年（令和3年）3月には「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改訂版）」を策定し、2025年（令和7年）4月から「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を施行する中で住民の人権意識を高め、各市町村に人権文化を確立するための教育・啓発を府内市町村全体で連携して進めてきたところです。

伊根町においては、第1章でもふれたとおり2026年（令和8年）3月に「伊根町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権教育・啓発活動の充実に取り組んでいるところです。

その結果、町民の人権問題に対する意識は着実に高まってきましたが、今なお同和問題をはじめ、老人虐待、児童虐待、DV、障害のある人や外国人等への差別、インターネットによる差別的情報の流布など、様々な人権問題が存在しています。2025年（令和7年）に実施した町民意識調査でも、「人権意識を高めていくうえで、あなたが特に影響を受けたり知識を得た方法」については『「町主催の人権研修会」の合計』が有効回答全体の3.2%、『「町の広報など公的な機関紙」の合計』が有効回答全体の5.6%を占めるに留まっていることから、今後も京都府等関係機関と連携し、更に積極的に人権教育・啓発を推進する必要があります。

こうした状況やこれまでの取組についての課題を踏まえて、伊根町の人権教育・啓発に係る施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として、この計画を策定するものです。

２　計画の目標及び性格等

（１）計画の目標

この計画は、2026年（令和8年）3月に制定した「伊根町人権尊重のまちづくり条例」で定める人権教育・啓発活動の充実を達成するために、「第1次　伊根町人権教育・啓発推進計画」、「第2次　伊根町人権教育・啓発推進計画」の取組を継承・発展し、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を本町において構築することを目標とします。

なお、人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

（２）計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、本町が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

（3） 人権教育・啓発について

「京都府町村会行動計画」においては、人権教育について、国連の定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「町民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する町民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

3　人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきたこれまでの人権教育や啓発活動の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

① 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

② 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。

このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

また、誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第3条）には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、（中略）を旨として行わなければならない。」と述べられています。

このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。町

民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

④　自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が町民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

⑤　多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備

複雑化・多様化している人権問題（課題）に対して、町民誰もが躊躇なく相談でき、適切な支援に繋がるよう、相談機関同士の相互交流及び情報交換、問題への気づきや解決に向けたネットワーク強化を図ることなどを通じて、人権侵害の未然防止や生きづらさの解消ができるよう取組を推進します。

4　計画の推進

（1）計画の目標年次

この計画の目標年次は、2035年（令和17年）とします。

（2）推進体制等

①　伊根町人権教育・啓発推進本部を設置し、関係各課が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

②　この計画を実現するためには、町民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く町民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての町民意識の把握に努めます。

③　この計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や京都府の取組状況を見極め、必要に応じて計画の見直しを行います。

④　広域的な啓発推進の見地から、京都府や近隣市町村と連携を図って人権強調月間（8月）や人権週間（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

また、関係団体、企業、ＮＰＯ等の民間団体等におけるそれぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

⑤　この計画の趣旨を踏まえ、本町の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

第３章　人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と町民の間のみならず、町民相互の間でも侵害される場合があります。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別は、その一つの典型ですが、その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因となっていると考えられる」とされているように、これまで人権問題として認識されていなかった問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、町民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分だけでなく他人の人権を守るという意識を身に着け、社会的に弱い立場にある人々が社会参加していくという視点に立ち、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題をはじめとし、女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、京都府をはじめ関係機関と十分連携を図って推進していく必要があります。

１　同和問題

（これまでの取組）

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区町民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

本町ではこの答申の精神を踏まえ、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や京都府とも連携しながら特別対策を実施してきました。

また、同和教育についても、戦後、間もない時期に始まり、1952年（昭和27年）には

「同和教育基本方針（試案）」が、1963年（昭和38年）には「同和教育の基本方針」が、それぞれ京都府教育委員会において策定され、その趣旨に基づき、今日まで同和問題の解決を目指す教育を推進してきました。

こうした同和問題にかかわる実態的差別、心理的差別の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了し、様々な面で存在していた格差が大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年（平成14年）3月末日をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

国においては、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現すること」を目的に、2016年（平成28年）12月に「部落差別解消法」が施行されました。

（現状と課題）

同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいます。しかしながら、2025年（令和7年）に実施した町民意識調査でも、「同和地区(同和対策事業を実施した地域)出身の人や同和地区に住んでいる人に対する差別や人権侵害がどのような場面で残っているか」について『「結婚や交際」の合計』が有効回答全体の34.9%、『「就職のとき」の合計』が有効回答全体の10.5%を占めていることから結婚にかかわる問題を中心に、差別意識は根強く存在していることがうかがえ、こうした意識面での課題が、同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布として顕在化する場合が見られます。

一方、産業面においては、産業構造として建設業等特定の業種や小規模零細業者の比率が大きいなどの状況があり、国や地方公共団体の財政状況の悪化による公共事業の抑制などにより厳しい経営環境に置かれています。

就労面においては、緩やかな経済成長が続いているものの、物価上昇や円安の影響で生活実感は限定的なものであること、先行き不透明な景気動向であることなどから厳しい雇用情勢の影響を受けている状況にあります。

教育の分野においては、豊かな人権意識を育み、教育の機会均等を実質的に保障する観点から、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい指導と地域や家庭と連携した取組が求められています。

さらに、同和問題の解決に向けては、同和地区内外の交流を通じて、町民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組の促進が重要になっています。

（施策の方向）

同和問題の解決へ向けた今後の取組については、1996年（平成8年）の地域改善対策協議会の意見具申が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を

解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、産業、就労、教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果等を踏まえ、現行制度を的確に運用して取組を推進します。

また、京都府等とも連携しながら、インターネット上の人権侵害の実態把握に努め、必要な教育及び啓発、相談体制の整備を推進します。

２　女性

（これまでの取組）

女性の人権問題については、1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定（1977年（昭和52年））や「女性差別撤廃条約」の批准（1985年（昭和60年））、「男女雇用機会均等法」の施行（1986年（昭和61年））など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と謳われ、それらを背景に、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が「わが国の最重要課題」であると位置付けて、施策を推進していくことが重要であるとされたところです。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）」、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」、2024年（令和6年）に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が制定されてきました。

京都府では、1989年（平成元年）に「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画（ＫＹＯのあけぼのプラン）」を、2001年（平成13年）には「新ＫＹＯのあけぼのプラン－京都府男女共同参画計画」を策定されるとともに、2004年（平成16年）には、京都府における男女共同参画の推進の基本理念を定め、京都府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、京都府の施策に関し必要な事項を定めた「京都府男女共同参画推進条例」を施行され、施策の一層の充実に努められています。

（現状と課題）

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

京都府配偶者暴力相談センターにおけるＤＶ相談件数は、2024年度（令和6年度）には5,940件と増加傾向にあります。加えて近年の暴力被害の特徴として、女性が加害者とな

るケースが増加していることが挙げられます。
性別による人権侵害については、「京都府男女共同参画推進条例」において禁止されているところですが、人権教育や啓発を通して、女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。
さらに、女性の活躍状況を示す国際指標であるジェンダーギャップ指数は、2025年（令和7年）の世界経済フォーラムの発表によると、148か国中118位であり、G7諸国の中で最も低い順位かつ諸外国に比べて低い結果となっています。
セクシュアル・ハラスメントについては、京都労働局における相談件数が2025年度（令和7年度）は208件となっています。また、マタニティ・ハラスメントについては、厚生労働省の調査で、相談件数が2022年度（令和4年度）は635件（内女性労働者からの相談件数は70％以上を占める）となっており、妊娠経験のある働く女性の約4人に1人以上が「被害を受けたことがある」ことが推察されます。
社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、「京都府男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、「男女共同参画計画」に基づく総合的な施策を推進していくことが求められています。

（施策の方向）
我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に推進されてきましたが、依然として、性（ジェンダー）に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されており、こうした認識の下、「京都府男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、「男女共同参画計画」に基づく諸施策を総合的に策定・実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。
ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）やセクシュアル・ハラスメント等については、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、また、ストーカー行為やリベンジポルノ等の防止及び根絶に向けて、京都府等関係機関との連携の下、相談・支援体制の充実に努めます。
なお、近年は男性がＤＶの被害者となるケースが増加していることが判明していますが、男性を対象としたＤＶの相談機関が少なく、相談がしにくいという実態があるため、男性被害者への支援についても検討していきます。

３　子ども
（これまでの取組）
京都府の子どもに関する施策は、平成22年3月に改定された「京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン」を基本として、次世代を支える子どもたちが、家族や周りの人たちを大切にする人間性あふれた社会で健やかに成長できるよう、町民や教育機関、子育て支援団体、事業者及び市町村などの関係機関で連携・共同して子育て支援施策を推進してきました。
しかし、計画改定後も少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の

子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。

これらの課題を踏まえ、平成27年3月に「京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン」（2019年度（平成31年度）までの5年間）を、令和元年9月に社会全体で子育てを見守り支えあたたかい子育て社会を目指すための指針として「京都府子育て環境日本一推進戦略」を、令和2年3月に「京都府子ども・子育て応援プラン」（2024年度（令和6年度）末までの5年間）を、令和7年3月に「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」（2029年度（令和10年度）末までの5年間）を策定し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための新たな対応と施策の充実が図られています。

本町においても、2020年（令和2年）に「第3期伊根町子ども・子育て支援事業計画」を、さらに2026年（令和8年）に「伊根町こども計画」を策定し、すべての町民が子育てについての理解を深め、家庭、学校、地域がそれぞれ連携し、子育て支援の充実を図るため、様々な施策を積極的に進めています。

（現状と課題）

急激な少子化の進行や子どもをとりまく生活環境の変化により、子どもたちの自主性や社会性が育ちにくい状況となっています。

また、家族形態の変化に伴い、家庭での子育てのあり方についても多様化しており、地域全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れつつあります。

いじめ・暴力行為や体罰についても依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴い、ＳＮＳなどのこれまでにない新たな形態でのいじめにより、誰にでも被害者や加害者となってしまう事態が起こり得ると認識する必要があります。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもに関わる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しくなっています。

1951年（昭和26年）の「児童憲章」や1994年（平成6年）に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然としてそのことは十分に認識されていません。

2003年（平成15年）には、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、2012年（平成24年）には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

2013年（平成25年）には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止対策推進法」が施行され、2014年（平成26年）には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧国対策の推進に関する法律」が施行され、2024年（令和6年）には子どもの貧困の解消を強く打ち出すため、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と名称を改め、改正施行されました。

2023年（令和5年）には、国において子どもの権利利益の擁護等を担う「こども家庭庁」が設置されています。

そうした中で、子どもの貧困率が2025年（令和7年）時点で11.0％となり、子どもの10人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。子どもは「将

来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

伊根町の2025年度（令和7年度）の虐待件数は5件（新規3件、継続2件）となり、近年は件数が横ばい傾向にあります。各学校、各保育所、民生児童委員、警察、医療機関や人権擁護委員などで構成された伊根町要保護児童対策地域協議会において対策を協議し、いわゆるヤングケアラーの発生や虐待の防止と子どもの保護に向けて取り組んでいます。

（施策の方向）

京都府において、令和7年3月に策定された「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」などの趣旨を踏まえつつ、「第3期伊根町子ども子育て支援事業計画」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりを推進します。

同時に、児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援するなど、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取組や、家庭が子どもの発達段階に応じた適切な対応をとれるよう家庭教育の充実を図ります。

また、子育て家庭の孤立や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やＮＰＯなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。

さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行などの問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るために、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

４　高齢者

（これまでの取組）

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年（平成12年）4月から介護保険制度が導入されました。

京都府においては、2000年（平成12年）３月に第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画」が策定されてからは、様々な高齢者保健福祉施策が総合的・計画的に推進されてきました。また、2024年（令和6年）3月に策定された「第10次京都府高齢者保健福祉計画」では、認知症総合対策、総合リハビリテーション、看取り対策の推進や、在宅療養を支える医療・介護・福祉の連携等の一層の充実を図るとともに、介護保険施設等の着実な整備を推進しています。

さらに、「京都府高齢者居住安定確保計画」により、高齢者が安心して暮らせる住まい環境の整備も併せて推進しています。

本町においては、2024年（令和6年）に介護保険事業計画を含む「第10次伊根町高齢者健康福祉計画」を策定し、保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの施策を積極的に進めてきました。

（現状と課題）

我が国の高齢化は急速に進行し、今後も更に進行していく見込みです。

いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となっており、国民の5人に1人が75歳以上になることが迫っていますが、伊根町の総人口に占める65歳以上の割合は、2026年（令和8年）3月末現在で46.53%、75歳以上の割合は31.81%と国を大きく上回る早さで高齢化が進行し、これに伴い、一人暮らしの高齢者世帯、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者の割合も増加しています

このような中、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断する誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が確保できず、自ら社会参加することができない事象も発生しています。

（施策の方向）

高齢者がたとえ寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「第10次伊根町高齢者健康福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や質の向上に努めます。

特に、認知症等により判断能力が不十分な高齢者については、権利の擁護を図るとともに、虐待防止のための相談指導体制の充実に努めます。

また、働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していくことから、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう社会参加に向けた取組を進め、社会参加の促進やシルバー人材センターの活用などによる雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

さらに、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に係る啓発活動の取組の推進に努めます。

５　障害のある人

（これまでの取組）

国においては、国際連合の「障害者の権利に関する条約（以下障害者権利条約）」の締結に必要な国内法の整備に始まり、障害のある人に関する施策が抜本的に見直されました。平成23年の「障害者基本法」の改正では、日常生活若しくは社会生活で障害のある人が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生じるという、いわゆる社会モデルに基づく障害のある人の概念や、平成18年に国連で採択された「障害者権利条約」でいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、平成24年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」が制定されました。さらに平成25年には「改正障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則が具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）が制定されました。

また、「障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」（平成23年）、「国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年）、「成年後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成25年）等が議員立法によって制定されました。

近年では、2022年（令和4年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（障害者総合支援法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法、児童福祉法、難病法の一部改正）」が、2023年（令和5年）3月には「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。

本町においては、2024年（令和6年）に「伊根町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人が住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた施策を積極的に進めてきました。

（現状と課題）

障害の有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要が有ります。しかしながら、障害についての十分な知識が無いために、障害のある人やその家族への誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

特に精神障害のある人については、誤解や偏見がなお根強く、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

一方で、障害のある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まってきています。

このような状況を踏まえ、障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、従来の社会観念や制度を見直し、社会を構成する誰もが「必要かつ合理的な配慮」について自分のこととして考えていく必要があります。

（施策の方向）

「伊根町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」に基づき、町民同士が互いを思いやり、そして支え合えるようにするため、障害のある人への理解を深めるための啓発を実施します。

さらに、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」及び「ユニバーサルデザイン」の理念を踏まえ、自立を目指すための支援体制づくり、そして地域生活を支える仕組みづくりにより安心して暮らせる町づくりを推進します。

６　外国人

（これまでの取組）

京都府の外国人（外国籍府民）に関する施策は、1995年（平成７年）４月に「京都府国際化プラン」をはじめ、国際交流についての新たな指針となるプランを示した「明日の国際交流推進プラン」を2009年（平成21年）12月に策定し、さらに2011年（平成23年）には外国人留学生の増加のための施策を盛り込んだ改定を実施しています。

府民の国際理解の促進、外国籍府民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりのための取組が推進されています。

（現状と課題）

京都府における外国人登録者数は、2025年（令和7年）12月末時点で91,290人と京都府人口の約3.6％を占めていますが、伊根町では2025年（令和7年）12月末時点で総人口1,824人に対し16人で約0.9%と府の平均より低い比率となっています。

京都府内では、戦前・戦後の歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで中国、フィリピン、アメリカ、ブラジルなどの人々となり、また中国、ベトナム、タイ、インドネシアなど、新たに渡日した外国籍府民の数が年々増加し、留学生も増加傾向にあります。

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

また、従来から京都府内に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されています。特に在日韓国・朝鮮の人々に対しては、日本国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵害が発生している状況です。

さらに、近年は特定の国籍等の外国人を排除する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、府民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることに繋がることから、人を排除し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。また、訪日外国人観光客の増加が顕著で、言語や文化、生活習慣の違いに起因する摩擦や、住民の生活権の保護といった人権上の課題が顕在化しています。

（施策の方向）

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域での「つながり」を深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、多文化共生のためには、町民一人一人が異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、特に人を排除し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、労働力不足から雇用が増えている外国籍町民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、関係機関と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

訪日外国人観光客は、ピクトグラムや多言語による視覚的な「優しい案内」を強化し、相互理解を深め、トラブルを未然に防ぐ施策を推進します。

７　患者等

（１）エイズ（ＡＩＤＳ、後天性免疫不全症候群）

新規エイズ患者・ＨＩＶ感染者報告数は、2013年（平成25年）をピークに減少に転じま

したが、2023年（令和5年）からは増加傾向にあります。広く20代・30代を中心に感染しており、特に男性が9割以上を占め、性的接触による感染が顕著という特徴があります。医療の進歩による早期発見で、ＨＩＶが「死の病」から「コントロール可能な慢性感染症」になり、日常生活での感染もないことが証明された現在においても、正しい知識が十分に普及していないため、ＨＩＶ感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・ＨＩＶ感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府もこれに呼応して、12月を「京都府エイズ予防月間」として集中的に普及啓発に取り組んでいます。

エイズ患者やＨＩＶ感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

エイズについて無関心な人が多いという問題も存在することから、エイズに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

（２）ハンセン病

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

1996年（平成8年）3月に隔離を主体とした「らい予防法」は廃止され、更に、2001年（平成13年）には「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断がなされました。これを受けて、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年（平成8年）に廃止された後の2003年（平成15年）においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

（３）難病

難病は、種類も多くさまざまな特性があり、さらに個人差もあるため、一見して病気とわかる者もあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあり、そのため難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

障害者総合支援法（2013年（平成25年）4月施行）では、障害者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が2015年（平成

27年）1月に施行されました。
今後とも、難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に努めます。

８　さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

（１）　犯罪被害者等

犯罪の被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件による直接的な被害だけでなく、事件・事故にあったことによる心身の不調、司法手続きの過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任な噂話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。
伊根町では2010年（平成22年）に伊根町犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。
今後とも、警察をはじめ関係機関と連携し、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、地域全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めます。

（２）インターネットによる人権侵害

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やＳＮＳなど様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。
一方で、情報発信の匿名性を利用して、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現、ネットいじめの横行など、人権にかかわる問題が多数発生しています。
2002年（平成14年）に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」で、2024年（令和6年）4月より名称変更された「情報流通プラットフォーム対処法」では、インターネット上の権利侵害に関するプロバイダ等の責任を明確にするとともに、被害者が発信者情報を開示請求する手続きなどを定めています。
この法律により、プロバイダは一定の条件で損害賠償責任を免れることができ、被害者は発信者を特定するための情報開示を請求できることになりました。
インターネットはその性質上、いったん情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー〈流通する情報を活用する能力〉の向上を図り、町民が加害者にも被害者にもならないよう、引き続きフィルタリング（利用制限）サービスの利用啓発やＳＮＳ利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。
憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、法務局や京都府等と連携して当該情報等の削除要請を申し入れるなど個別的な対応

を図ります。
さらに、警察、法務局、京都府や他市町とより連携を強める中で、青少年とその保護者を対象として設置されたネットトラブル相談や被害者の対応に当たって、より効果的な助言等ができるよう取り組みます。

（３）　個人情報の保護

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす半面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に取集されたり、商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害される恐れが生じています。
個人情報の流出や漏えいは、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して日常生活を営む上での大きな障害となりますが、コンピュータウィルスや生成ＡＩを利用した不正アクセスなど巧妙化した手口により個人情報を盗み出すという悪質な事件も多発しています。
また、国においては、2003年（平成15年）に「個人情報の保護に関する法律」を制定し、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。
伊根町では伊根町個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施にあたっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱っています。
また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるとともに、利用者自身のセキュリティ意識の向上のための教育・啓発に取り組みます。
個人に関する情報を本人の了解なく調査されることは、その内容によっては、結婚や就職において重要な人権侵害となりうる極めて深刻な問題であり、町民や事業者が自ら身元調査や依頼をすることはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシーの侵害となる恐れがあることについて、町民や関係者への啓発を推進します。
伊根町では、2015年（平成25年）4月に「伊根町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を導入しており、この制度をさらに有効なものとするために、制度の周知、広報を実施していきます。

（４）　性的マイノリティ

性的マイノリティの当事者は、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別などに直面しています。また、周囲に自分の性のあり方を打ち明けられないなどの生きづらさを感じる人も存在しています。
2023年（令和5年）には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指すとされています。
しかし、現状は多様な性に対する社会の理解はいまだ十分とはいえません。社会生活の

さまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあるため、多様な性に対する町民の理解を深め、性的指向等にかかわらず誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるため、学校、家庭、職場、地域社会等における人権教育・啓発を推進します。

（5）　その他の人権問題

・刑を終えて出所した人

本人に更生の意欲があっても、町民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努める必要があります。

・アイヌの人々

民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

・婚外子（非嫡出子）

民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることが無いよう、啓発の推進に努める必要があります。

・北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による拉致問題は重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべく様々な取組が行われています。

2006年（平成18年）には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体等の責務等が定められました。

拉致問題の解決には、当町の町民を含め幅広く国民への啓発と国際社会の理解と支持が必要です。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。本町としては、以上に述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、この計画を基本的指針として取組を推進します。

第４章　人権教育・啓発の推進

本町においては、前章で掲げた同和問題など様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
② 自分の人権を大切にするのと同じように、他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人一人の人権について考えていくことができる
③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域に即した事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

（１）保育所（園）

（取組の現状）

保育所（園）は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所（園）保育指針に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育所（園）においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや、友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

（課題）

保育所（園）においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

（施策の方向）

今後とも、保育所（園）保育指針に基づき、生活体験、心身の発達の過程などを考慮し、

他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むことができるよう、保育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

（2）学校

（取組の現状）

学校においては、人権教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習など学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図るなどにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

（課題）

児童生徒が、同和問題など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度の育成が課題となります。

さらに、学習したことが知的理解にとどまることなく、人権感覚を十分身に付けて、解決に向けて実践する技能や態度を育成するための指導方法や教材の共有が必要です。

（施策の方向）

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領」や「指導の重点」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、京都府との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

① 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むことなどを視点とし、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

② 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
③ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
⑤ 人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。
⑥ 2022年（令和4年）に設置した伊根町いじめ問題対策連絡会議を中心として、児童生徒への体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に努めます。

（3）地域社会

（取組の現状）

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本町では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。また、各コミュニティセンター等の社会教育施設を中心として人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めています。

そのため、人権教育指導資料の作成を行うとともに、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権課題に応じた指導者研修を実施しています。

また、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

（課題）

地域社会には、同和問題など様々な人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発が十分に届いていない人々が存在するという問題も指摘されています。したがって、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、町民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに、地域社会の一員としての意識が希薄にならないよう、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や町民自らの自主的な取組を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等の吟味が不十分であるため、体験に終始しがちであるなどの課題も指摘されています。

（施策の方向）

町民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

① 同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館等の社会教育施設を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。

そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。

② 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

（４）家庭

（取組の現状）

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を養うため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、民生委員・児童委員、母子自立支援員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

（課題）

少子化や核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加しています。

（施策の方向）

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

（５）企業・職場

（取組の現状）

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、地域社会に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

本町では、企業内人権啓発推進員の設置の推進や、企業を対象とした人権教育・啓発の研修会等を行っています。

（課題）

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこで働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

（施策の方向）

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業に対して情報提供の充実に努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

２　人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、役場職員・一部事務組合職員等、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者、メディア関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

（１）役場職員・一部事務組合職員等

（取組の現状）

役場職員・一部事務組合職員等に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

（課題）

人権が尊重される社会の実現に向けて、役場職員・一部事務組合職員等には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

（施策の方向）

役場職員・一部事務組合職員等に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、職員一人ひとりが担当する業務を点検することができる指標づくりに取り組みます。

（２）教職員・社会教育関係者

（取組の現状）

学校における人権教育の推進に当たっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。また、教育関係機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。

社会教育においては、社会教育関係者が、地域社会における人権教育に関する学習活動

を積極的に推進していく役割を担っています。
　そのため、様々な形での指導者研修会を通じて、地域社会において人権教育の先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています。

（課題）
　子どもたちの豊かな人権感覚を育むためには、教職員が重要な役割を担っています。しかし、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題が指摘されています。
　また、社会教育では、地域住民に個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が十分に身に付いているとは言えないことなどが指摘されており、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係者の人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

（施策の方向）
　教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。
　また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。
　なお、社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

（３）保健福祉関係者
（取組の現状）
　町民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

（課題）
　保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

（施策の方向）

保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援します。

（４）メディア関係者

（取組の現状）

メディアは町民生活と密接にかかわることから、町民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

（課題）

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

（施策の方向）

メディア関係者に対し、その活動を通して積極的に町民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

第５章　計画の推進

１　指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、町民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、町民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

２　人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。

今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所（園)、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促し、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫に努めます。

３　効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な取組であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢、様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる町民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどのメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間（5月1～7日)、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。更に、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクールやワークショップなど）も具体的に検討し、町民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

４　京都府、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

本町においては、伊根町人権教育・啓発推進本部を中心に人権擁護委員や民間団体等と連携・協力し、人権教育・啓発活動を推進します。

用　語　解　説

ーあ　行ー

「明日の京都」

2011年（平成23年）1月に「だれもがしあわせを実感できる希望の京都」を目指して策定された京都府の行政運営の指針で、基本理念・原則となる条例、長期ビジョン、中期計画、地域振興計画から構成されている。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）12月に国際総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際的社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年（平成７年）12月に批准している。

いじめ防止対策推進法

2011年（平成23年）に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についても定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定されている。

ＡＩ

人工知能（Artificial Intelligence）。コンピューターが人間のように学習・推論・判断・認識・理解などを実現する技術の総称。

エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）のこと。ＨＩＶに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

ＨＩＶ

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。ＨＩＶは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。ＨＩＶは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

ＳＮＳ

Social Networking Serviceの略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

ＮＰＯ

非営利団体（Non Profit Organization）のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）が1998年（平成10年）12月１日に施行された。

ーか　行ー

外国籍府民

京都府内に居住する外国籍の人々。京都府では、異なる文化や生活習慣、価値観を持つこうした人々が京都府において共に暮らす府民（外国籍府民）として、外国人であるがゆえに不合理な差別をうけることがないよう、さまざまな施策が推進されている。

介護保険施設

介護保険サービスで利用できる施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程(カリキュラム)を編製する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの強化等の目標や大まかな教育内容を定めている。

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標をテーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

企業内人権啓発推進員

企業内の人権問題啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定・推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員数30人以上の事業所等に設置勧奨している。

規約人権委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の順守状況を監視するために、国連に設置された機関。５年に１回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

京都人権啓発行政連絡協議会

1976年（昭和51年）に部落地名総監事件を契機とする企業内の人権啓発推進のため結成された「行政連絡協議会」を前身とする。1998年（平成10年）に京都府内を行政区域とする京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市の９団体により設立。京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に関する施策について、相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的として活動。

京都人権啓発推進会議

同和問題などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・付人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の12団体により1984年（昭和59年）に設立。

京都府人権尊重の共生社会づくり条例

京都府が2025年（令和7年）4月から施行した条例。府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、すべての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようにするとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりに資するため、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策の策定及び実施等について定めたもの。

京都府いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第12女の規定に基づき、京都府において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、2014年（平成26年）4月に策定した。

京都府高齢者健康福祉計画（京都府高齢者居住安定確保計画）

2024年（令和6年）3月、2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）が計画期間となる第10次計画を京都府高齢者居住安定確保計画と一体的に策定。

地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定めている。

京都府子育て支援事業支援計画

2024年（令和6年）3月、「京都府子育て支援条例」に基づく基本計画として策定。2024年（令和6年）の改定（計画策定期間：2024年度（令和6年度）から2028年度(令和10年度）まで）では、総合的な少子化対策に取り組み、子ども・子育て支援新制度の本格実施と併せて、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していく仕組みを作り、総合的・計画的に推進していくための諸施策を策定。

京都府社会貢献活動の促進に関する条例

2003年（平成15年）、11月１日施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として制定された条例。

京都府障害者基本計画

1996年（平成8年）３月に障害者基本法に基づき策定された今後の障害者の自立、社会参加等「完全参加と平等」を目指して作られた障害者施策に関する基本的な計画。

京都府男女共同参画推進条例

2004年（平成16年）４月１日施行。男女共同参画の推進に関し、６つの基本理念（①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調）を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された条例。

きょうと未来っ子いきいき推進計画

2005年（平成17年）３月、行政をはじめ、家庭、企業、地域、ＮＰＯ等が協働し、子育て支援の施策を総合的、戦略的に推進するため策定された計画。

次世代育成支援対策推進法に基づく「京都府行動計画」、児童福祉法に基づく「保育に関する計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭等自立促進計画」及び「幼児教育振興プログラム」に位置付けられている。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1990年（平成２年）。「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年。1979年（昭和54年）。

国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1981年（昭和56年）。

国際人権規約

1996年（昭和41年）12月の国連総会で、①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書が採択され、その後、1989年（平成元年）に④市民的及び政治的権利に

関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第2選択議定書が採択された。これら4つの条約の総称。我が国は、①及び②の２つの規約について、1979年（昭和54年）６月に批准し、同年9月に効力を発生したが、③及び④の両選択議定書については批准していない。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

国連人権高等弁務官

1994年（平成６年）創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

憲法週間

日本国憲法が施行された５月３日を記念日とする憲法記念日を中心とした５月１日から７日までの１週間。

戸籍謄本等不正取得事件

京都府では2003年（平成15年）に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005年（平成17年）以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

こども基本法

2023年（令名5年）4月施行。すべての子どもが、「権利を持つ主体」として尊重され、幸せに成功できる社会を目指しており、国連の「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもの意見尊重、差別の禁止、最善の利益の優先など6つの基本理念を定め、国や自治体（地方公共団体）に対策を義務付けている。

子ども・子育て関連3法

2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法をいう。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

2024年(令和6年)9月施行。生まれ育った環境によって子どもの将来や現在が左右されないよう、社会全体で貧困を解消・対策するため、2014年(平成26年)施行の旧法を抜本改正し、教育・生活・就労・経済面での切れ目ない支援を強化し、法律名称に「解消」を明記した。

子ども・若者育成支援推進法

2024年（令和6年）6月施行。すべての子どもや若者が健やかに成長し、社会で自立・活

躍できるよう、家庭・学校・地域・国が一体となって支援を行うための基本法である。
2024年（令和6年）の改正で、「ヤングケアラー支援法」とも呼ばれ、家族の介護や世話を過度に行う若者を支援対象に明記した。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）
2024年（令和6年）4月施行。「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うことを定めた法律。

子どもの貧困率
平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合。
（18歳未満で、貧困船（個人の仮処分所得を算出して順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する人の所得の半分）を下回る人の割合。）

雇用・労働条件
勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

婚外子（非摘出子）
法的には非摘出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。法律婚から生まれた子どもは「摘出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

ーさ　行ー

参加型学習
講義形式などの知識伝達型の学習に対して、指導者と学習者、学習者向上のコミュニケーションを取り入れるなど、学習者の主体的な学びを引き出す中で、お互いの気づきや考えを共有しながら、知識や技能、意欲を高めていこうとする学習である。

ジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index）
男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。
具体的には、【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率、【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命、【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出されている。

識字
文字（書記言語）を読み書きし、理解できること。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において2007年（平成19年）12月に策定。

自殺対策基本法

2006年（平成18年）10月施行。自殺を個人的な問題ではなく「社会的な問題」ととらえ、国、地方公共団体、国民が連携して自殺防止と遺族支援に取り組むことを定めた法律。

実態的差別、心理的差別

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申では、実態的差別とは同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことであり、たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されないなどの差別であるとしている。心理的差別とは人々の観念や意識のうちに潜在する差別であり、言語や文字や行為を媒介として顕在化するものをいい、たとえば、侮蔑する差別、非合理な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行為にあらわれる差別であるとしている。

指導の重点

京都府教育委員会がその年度の学校教育、社会教育を進めていく方向と今日的課題に基づく取り組みの努力点を示し、各学校（園）及び社会教育関係機関等における教育活動の指針とするものである。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童の権利擁護を目的として、児童買春及び児童ポルノに係る行為等を処罰し、その被害児童の保護措置等を定めた法律（平成11年法律第52号）。2014年（平成26年）の改正により、児童ポルノの単純所持を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的による所持等に罰則を設ける等、諸般の規定整備がなされた。

児童憲章

1951年（昭和26年）５月５日にわが国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という３つの原則を謳っている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採尺された条約。前文及び54条からなり、児童の意思表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年（平成６年）４月に批准している。

障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律プラン（障害者虐待防止法）

2012年（平成24年）10月施行。省外のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害のある人を擁護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

障害者雇用率

民間企業等が障害者を雇用している割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業等は従業員数に応じて、障害者（身体障害者、知的障害者）を雇用する義務が課せられている。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障害者の人権及び基本的自由の享楽を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は2014年（平成26年）1月に批准している。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律（施行は一部の附則を除き2015年（平成27年）4月1日）。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年（昭和60年）6月に批准している。

新京都府人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の計画期間満了後も同計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に取り組みを進めるための基本的指針として、2005年（平成17年）1月に策定した計画。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進）

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進す

ることを目的として制定された法律。

人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）～2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受けて、国においては、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための国連10年京都府行動計画

人権教育のための国連10年の取り組みに対応する計画として、京都府が1999年（平成11年）3月に、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針として策定した計画。この計画に基づき、知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策で積極的な取り組みを推進。

人権教育のための世界計画

2004年（平成16年）の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ（段階）ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

新京都府青少年プラン

2001年（平成13年）３月策定。青少年を取り巻く現状や取り組むべき課題、今後の青少年行政の基本方向と具体的な施策の展開を明らかにしている。

新京都府総合計画

2001年（平成13年）1月に策定された2010年（平成22年）に向けた京都府づくりの基本的な指針となる総合計画で、「むすびあい、ともにひらく新世紀・京都」を基本理念としている。

新ＫＹＯのあけぼのプラン－京都府男女共同参画計画

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法が1999年（平成11年）に制定され、翌年の2000年（平成12年）末には国の男女共同参画基本計画が策定された。同胞に基づき国の基本計画を勘案した都道府県男女共同参画計画として、2001年（平成13年）に2010年（平成22年）度までを計画期間とする新ＫＹＯのあけぼのプラン－京都府男女共同参画計画が策定された。

人権関係諸条約の監視機関

国際人権規約をはじめ、人権差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の

人権関係諸条約の締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）３月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された８月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

1948年（昭和23年）、第３回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月４日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）

1997年（平成９年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、５年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年（平成11年）７月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）５月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

スクールカウンセラー

スクールカウンセラー（ＳＣ）は、「心の専門家」として学校に配置された臨床心理士などの専門家。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務に当たる。「学び・生活アドバイザー」は、府内の市町（組合）（京都市を除く。）小中学校及び府立学校に配置された社会福祉士や精神保健福祉士、元教員などの専門家。児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着を図るための取り組みを支援するとともに、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、本人やその家庭に働きか

けたり、医療機関・児童相談所・福祉事務所・警察などと連携して問題解決を図る。

ストーカー（行為）

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること）を反復してすること。

生活困窮者自立支援法

2015年（平成27年）4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人一人の状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う『自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する事業等を実施。

青少年すこやか育成プラン

2009年（平成21年）12月策定。より幅広い視点から、青少年の健やかな育成を進めるため、「青少年の社会的自立支援プラン」及び「青少年元気な活動応援プラン」を統合、2011年（平成23年）12月、少年非行の状況の改善を目指し、非行問題に対する総合的な対策を進めるために改定した。

性の自己意識（性自認）

人間は、自分の性が何であるかを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを性自認という。

性同指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（ＬＧＢＴ理解増進法）

性的マイノリティ（ＬＧＢＴなど）への理解を深め、多様性に寛容な社会の実現を目指す法律で、2023年（令和5年）6月施行。ＬＧＢＴはレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害を含む体と心の性が一致しない人）の英語表記の頭文字を並べた言葉。

性的マイノリティ

異性愛や男女の性別という多数派の枠組みとは異なる「性のあり方」を持つ人々。具体的には、ＬＧＢＴのほか、自身の性自我や性的指向がわからない、または決めたくない人や、心と体の不一致、無性愛者などを含む。

世界エイズデー

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別、偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発的活動等の実施を提唱して12月１日を設定。

世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月の国連第３回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

世界人権宣言55周年京都アピール

2013年（平成25年）11月、世界人権宣言65周年記念京都人権啓発フェスティバルにおいて、京都府知事、京都市長、京都地方法務局長、（公財）人権問題研究センター理事長の4者により、世界人権宣言の精神と意義を再確認するとともに、人権尊重の理念を改めて幅広く訴えかけることを目的として発表されたアピール。

セクシュアル・ハラスメント

京都府男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

ーた　行ー

団塊の世代

主に1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）生まれの人のこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機械が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、ならびに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

1986年（昭和61年）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。1997年（平成９年）にセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務等を盛り込んで一部改正（1999年（平成11年）４月から施行）。

男女平等と共同参加の21世紀社会を目指す京都府行動計画（ＫＹＯのあけぼのプラン）

1989年（平成元年）２月に策定された男女共同参画社会を築くための京都府の計画。

1996年（平成８年）１月に、単なる共同参加から女性がより主体的な立場に立って政策・方針決定に関与する「参画」を目指して、「男女平等と共同参画の21世紀社会を目指す京都府行動計画」に改定。

地域改善対策協議会（略称：地対協）

1982年（昭和57年）３月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年４月１日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申としては、1984年（昭和59年）６月、「今後における啓発活動ついて」、1986年（昭和61年）８月、同協議会基本問題検討部会から「基本問題検討部会報告書」、同年12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成３年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成８年３月）「総括部会報告書」、それを受け、同年５月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出されている。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）８月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

同和対策事業特別措置法

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律（プロバイダ責任制限法）。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）

京都府男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）と定義している。

ーな　行ー

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当

該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉のための重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ーは　行ー

犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とした地方自治体の条例。犯罪被害者等基本法に基づき、地方自治体及び住民等の責務を明らかにするとともに、総合的対応窓口の設置、見舞金の支給等経済的支援、住民等への理解促進に向けた広報啓発の実施など犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めている。

バリアフリー

高齢者や障害のある人が地域の中で普通に暮らせる社会づくりをめざすノーマライゼーションの理念に基づいて、物理的、心理的な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方。

ハンセン病

1873年（明治６年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年（平成15年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

フィルタリングサービス

インターネットへの接続に当たって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。

プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ（ISP：Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するＷｅｂサイトの運営者なども規制対象とされている。

ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団若しくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を先導し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることは言うまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014年（平成26年）には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されているが、条約・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論が行われている。

こうした行為の代表的なものとしては、2009年（平成21年）12月に京都朝鮮第一初級学校（当時）に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年（平成23年）1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

法やルールに関する教育

人や社会とつながり、自分らしく生きることのできる社会（共生社会）を形成し、維持・発展を図るために必要な見方・考え方を習得し、よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる子どもの育成を図ることを目標に、京都府教育委員会において推進する取り組み。

ボランティア

自らの意思で、見返りを期待しない「社会的貢献」。

ーま　行ー

マスメディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など最高度の機械技術手段を駆使して、不特定多数の人々に対して、情報を大量生産し、大量伝達する機構及びその伝達システム。

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事

業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

ーや　行ー

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。①誰にでも使用でき入手可能(公平性)、②柔軟に使用できる（自由度)、③使い方が容易にわかる（単純性)、④使い手に必要な情報が容易にわかる（わかりやすさ)、⑤間違えても重大な結果にならない（安全性)、⑥少ない労力で効率的に、楽に使える（省体力)、⑦アプローチし、使用するのに適切な広さがある（スペースの確保)。

幼稚園教育要領

幼稚園を対象に「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等を示した文部科学省告示。

ーら　行ー

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な家庭における生活史上の各段階のこと。

労働安全衛生

労働安全衛生とは、職場における災害や事故の現象及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

ーわ　行ー

ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。ＷＯＲＫ（身体を動かす）＋ＳＨＯＰ（自分で作ったものを公開する場)、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

資　　料

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

○世界人権宣言

前　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊厳及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが完成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第２条

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

２　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に屈することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条

すべて人は、憲法は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第１０条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第１１条

１　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保証を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

２　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第１２条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は

名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第１３条

１　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

２　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第１４条

１　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

２　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国政連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第１５条

１　すべて人は、国籍を持つ権利を有する。

２　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第１６条

１　成年の男子は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

２　婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

３　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第１７条

１　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

２　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第１８条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、不況、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第１９条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第２０条

１　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

２　何人も、結社に属することを強制されない。

第２１条

１　すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

２　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

３　人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第２２条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第２３条

１　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

２　すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

３　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

４　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第２４条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息を持つ権利を有する。

第２５条

１　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

２　母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第２６条

１　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべてのものにひとしく開放されていなければならない。

２　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を促進するものでなければならない。

３　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第２７条

１　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

２　すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第２８条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第２９条

１　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

２　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保証すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ屈する。

３　これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第３０条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

○伊根町人権尊重のまちづくり条例

波穏やかな海に映える「舟屋」の町並みと、古より語り継がれてきた「浦嶋伝承」に象徴される、豊かな歴史と文化を守り抜いてきた私たちの町、それが伊根町（以下「町」という。）である。この風土の中で、私たちは互いを慈しみ、世代を超えて支え合う温かな地域社会を育んできた。

日本国憲法では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」とし、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として保障しており、私たちは、町民一人ひとりがこの普遍的な権利を享受するとともに、自分らしく心豊かに暮らせる社会を次の世代へと引き継いでいかなければならない。

私たちは、この認識の下、今日まで人権尊重のまちづくりを推進し人権尊重の理念を広く町民に普及させるために、関係機関と連携しながら取組を進めてきた。

私たちは、差別が人間の尊厳を深く傷つけるものであることを認識し、いかなる差別も許さないという決意のもと、互いの多様性を「地域の力」として受け入れる寛容な心を育んでいかなければならない。

私たちは、この認識の下、町民一人ひとりの尊厳と人権の大切さを理解、共有するとともに、互いの個性を尊重し合い、つながり合い、支え合うことができる地域社会、安心して暮らし続けられる「人権尊重のまちづくり」を推進することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、全ての町民の人権が等しく尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

（町の責務）

第３条　町は、前条の規定に基づき、町民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害を解消するための施策、その他人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（町民の責務）

第４条　町民は、第２条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、第２条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、事業活動に関わる全ての人の人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

（推進計画）

第６条　町長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

２　町長は、推進計画を策定するに当たっては、町民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

３　町長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（推進体制の充実）

第７条　町は、人権尊重のまちづくりを推進するための施策を総合的に企画し、実施するために必要な体制を整備するものとする。

（教育及び啓発の充実）

第８条　町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実を図るものとする。

（相談体制等の充実）

第９条　町は、さまざまな人権問題に関する相談に的確に応じるため、国、京都府等と連携し、必要な相談体制等の充実に努めるものとする。

（調査）

第１０条　町は、人権侵害の実態の把握、人権施策の策定等に必要な調査を行うことができる。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。